

**入札監理小委員会における審議結果報告**  
**書面による手続のデータエントリー業務(特許・実用新案)、(意匠・商標等)**

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○事業概要

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律に基づき、申請者から提出された国内出願等の申請書面を特許庁が定める電子化規準に即り電子化し、特許庁の電子計算機に備えられた電子ファイルに格納を行う。

平成28年4月1日から令和3年3月31日の第一期を本年5月に評価。

○事業期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日(5年間)

(うち、令和2年4月1日から令和3年3月31日の1年間は、準備期間。実際のデータエントリー業務は、令和3年4月1日から令和7年3月31日の4年間、評価は、令和5年5月を予定)

○事業の目的

出願人等から提出された工業所有権に関する手続書類(紙媒体)を、登録情報処理機関を活用し電子化することにより、特許庁内の事務処理の効率化や、迅速かつ的確な知的財産権の権利付与、及びユーザへのより早い特許情報の提供を行うことを目的とする。

(2) 選定の経緯

競争性(1者応札)に課題があったことから、平成23年度事業選定の公物管理等分科会の公開ヒアリング対象事業として選定され、公共サービス改革基本方針(平成25年7月10日閣議決定)において民間競争入札の対象となった。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

事業評価において、「入札参加可能事業者へのヒアリングを実施する等、競争性の改善について検討を加える」よう指摘を受け、実施庁において、ヒアリングを実施した。ヒアリングを行った結果及び対応は以下のとおりである。

【意見1】 登録情報処理機関の準備期間が短いという意見もある一方、期間は、十分であるとの意見があった。

(対応1) 準備期間は、登録までの期間と業務環境整備や業務習得期間として1年間設けていることから準備期間は十分確保していると考えており、今回、特に見直しを行っていない。(実施庁としては保有システムと事業者のシステムと連携を行うための期間を十分確保する必要があったため、これ以上登録情報処理機関の準備期間を長く取ることは難しいとの判断。)

なお、競争性の促進のため、登録情報処理機関になるための説明会を2回開催するなど丁寧な対応を行いつつ、入札公告期間

を半月ほど長く取り、周知期間の延長を行った。

【意見2】 人的リソースが足りない。

(対応2) 既に、契約を国内、国際の2本から、事業を4本に分割しており、これ以上分割した場合、事業者のシステム開発費用が膨らむ可能性があること、迅速な審査に影響が出る可能性があることから、対応できない。

【意見3】 データエントリー業務を国外で実施しており、体制がとれない。

(対応3) 知的財産権の重要性、日本の国益を失う恐れがあることから、認めていない。

### 3. その他の重要な変更点として掲載された事項の類型

- (1) 条件、要件等の具体化、周辺情報の詳細の記載による明確化
- (2) 標準例に従った修正

### 4. 実施要項(案)の審議結果について

実施要項(案)を修正する意見はなかった。

しかしながら、小委員会としては、実施庁に対し、以下、3点の要望を出し、今後さらなる競争性の確保に努めるよう指摘した。

- (1) パブリック・コメント(意見は、3者から提出があった。)の結果、専門的かつ具体的な意見を出している事業者がいることから、もう少し丁寧に回答し、説明会等でも説明を行うこと。
- (2) 登録情報処理機関の資格を取得する期間が、短いという意見が、前回の説明会参加事業者からあった。しかしながら、今回、実施庁としては、保有システムとの連携を十分行う必要があることから、従前通り、資格取得期間を6ヶ月とした。今回は、難しいかもしれないが、1年間の準備期間のうち、資格の取得のための期間の割合を長めにできないか、次期実施要項の作成までに再度、検討されたい。また、期間についての目安を説明会等で丁寧に説明を行うこと。
- (3) 今後、登録情報処理機関の資格制度も含め、新規事業者が参入しやすいようより合理的な仕組みを検討してもらいたい。

### 5. パブリック・コメントの対応について

パブリック・コメント(令和元年9月10日~24日)において、3者から31件あったものの、誤記の指摘、記述の明確化の意見、質問等であり、実施要項(案)を大きく修正するような意見はなかった。